## 第 % 号議案

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例の件

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例

神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3 月条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前 改正後 神戸市女性自立支援施設の設備 神戸市婦人保護施設の設備及び 及び運営に関する基準等を定め 運営に関する基準等を定める条 る条例 例 (趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和 26年法律第45号。以下「法」という。) 第65条第1項の規定等に基づき、困 難な問題を抱える女性への支援に関 する法律(令和4年法律第52号)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和 26年法律第45号。以下「法」という。) 第65条第1項の規定等に基づき、売 春防止法(昭和31年法律第118号)第 36条に規定する婦人保護施設の設備

12条第1項に規定する女性自立支援 施設の設備及び運営に関する基準等 を定めるものとする。

(女性自立支援施設に配置する職員 及びその員数に関する基準)

例で定める基準(同条第2項第1号 に係るものに限る。) は、次条に定め るもののほか、女性自立支援施設の 設備及び運営に関する基準(令和5 年厚生労働省令第36号。以下「基準省 令」という。) 第1条第1号に定める 基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第9条第1項第1号 の規定に基づき置かれる施設長は、 暴力団員等(暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号) 第2条第6号に規定 する暴力団員(以下「暴力団員」とい う。)又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者をいう。第6 条において同じ。) であってはならな 11

(法第65条第2項第1号及び第2号 に掲げる事項以外の事項に関する基 準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

及び運営に関する基準等を定めるも のとする。

(婦人保護施設に配置する職員及び その員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条 | 第2条 法第65条第1項に規定する条 例で定める基準(同条第2項第1号 に係るものに限る。) は、次条に定め るもののほか、婦人保護施設の設備 及び運営に関する基準 (平成14年厚 生労働省令第49号。以下「基準省令」 という。)第1条第1号に定める基準 に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第8条第1項の規定 に基づき置かれる施設長は、暴力団 員等(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律 (平成3年法律 第77号) 第2条第6号に規定する暴 力団員(以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者をいう。第6条に おいて同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号 に掲げる事項以外の事項に関する基 準)

第5条 法第65条第1項に規定する条 例で定める基準(同条第2項第1号 及び第2号に掲げる事項以外の事項 に係るものに限る。)は、基準省令第 1条<u>第3号から第5号まで</u>に定める 基準に定めるところによる。

(<u>女性自立支援施設</u>の設置者に関する基準)

第6条 <u>女性自立支援施設</u>の設置者 は、暴力団員等がその事業活動を支 配するものであってはならない。 例で定める基準(同条第2項第1号 及び第2号に掲げる事項以外の事項 に係るものに限る。)は、基準省令第 1条<u>第3号</u>に定める基準に定めると ころによる。

(<u>婦人保護施設</u>の設置者に関する基 準)

第6条 婦人保護施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配する ものであってはならない。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。